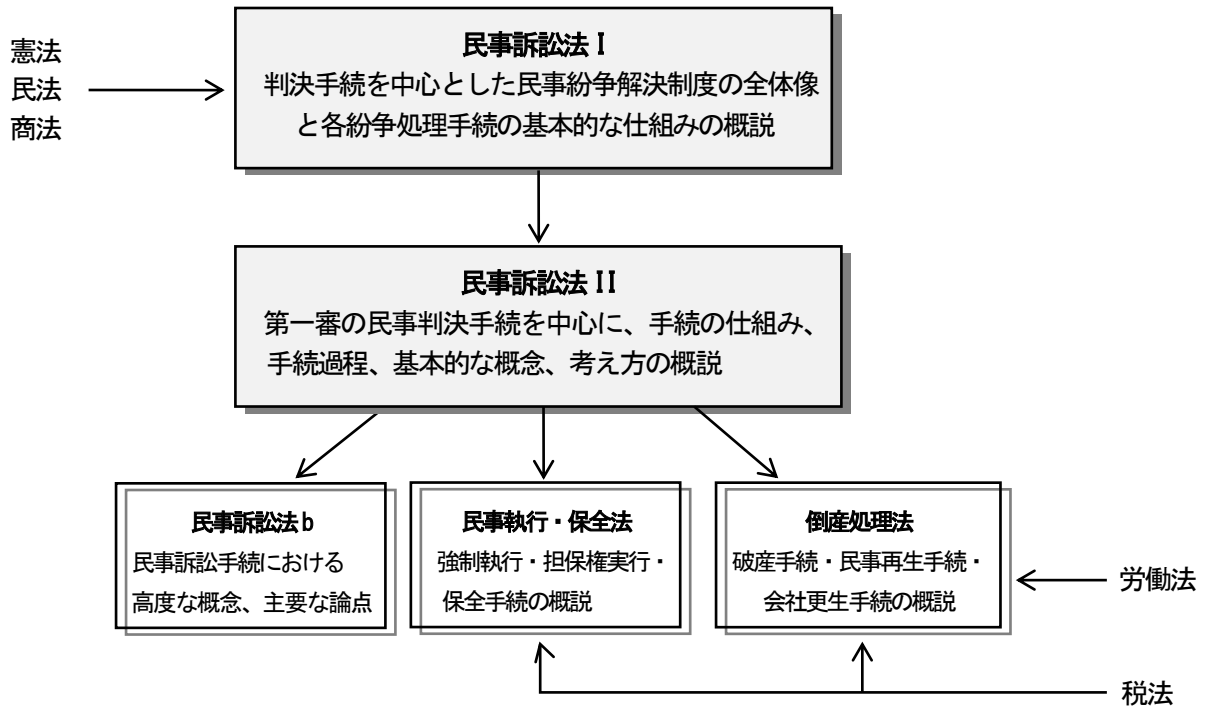


# 民事手続法の学び方



- ① 民事訴訟法 I では、民事紛争を処理するための裁判上および裁判外の諸制度を概説する。民事紛争処理手続の全体像を概観するとともに、各紛争処理手続の仕組みと特徴を説明する。
- ② 民事訴訟法 II では、民事紛争処理制度の中心的役割を担う判決手続を取り上げる。判決手続とは、公権力（裁判所）が、対立する当事者を手続に関与させ、観念的な権利関係を判決という目に見える形で宣言することによって、紛争を処理する手続である。第一審の判決手続を中心に、訴えの提起から判決までの手続過程と基本的な概念、考え方について説明する。
- ③ 民事執行・保全法は、判決で宣言された権利が「絵に描いた餅」にならないよう、権利が実現された状況を強制的に創り上げるための手続を定めている。
- ④ 倒産処理法とは、経済的に破綻したあるいは破綻のおそれのある債務者について、その法律関係を適切に処理し、債権者への公平かつ最大の弁済を試みるための手続を定めた法律の総称である。
- ⑤ 民事訴訟法 b は昼間コースの科目であるが、民事訴訟手続における高度な概念や、主要な論点に関する理解を深めたい場合には受講するとよい。
- ⑥ 判決手続では実体的な権利関係が判断の対象となるので、予め民法科目、商法（企業法）科目を受講してから民事訴訟法を受講することが望ましい。